

令和3年2月13日福島県沖地震関連情報
市税に関する期限を延長します



ターゲット 17.1

令和3年3月10日

郡山市税務部

市民税課

担当：遠藤 威史

TEL：924-2081

SDGs ターゲット 17.1 「課税及び徴税能力向上のため、国内資源の動員を強化する」

令和3年2月13日の福島県沖を震源とする地震による被災に伴い、市税の申告や納入等の期限を次のとおり延長します。

1 対象の市税

個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税種別割、市たばこ税、入湯税、事業所税、都市計画税、国民健康保険税

2 期限の延長となる地域

郡山市内全域

3 期限が延長される期日

令和3年2月13日から同年4月29日までに期限が到来するものについて、同年4月30日まで延長する。